

別紙 13 活用地の対価の補正方法

活用地の対価は、活用地の最低売却価格の決定時点で、下記に定める路線の相続税路線価の変動に基づき、以下に定める数式により補正する。ただし、1%以内の変動は補正しない。

記（路線の表示）

※ α ：本事業契約時に公表されている最新の相続税路線価を100とした場合における活用地（売買対象部分）の最低売却価格の決定時点で公表されている最新の相続税路線価から算出される数値

- ① $\alpha > \del{100}101$ のとき
補正後の活用地（売買対象部分）の対価（円）
＝入札時の活用地（売買対象部分）の対価（円） $\times (1 + (\alpha - 101) / 100)$
- ② $\alpha < \del{100}99$ のとき
補正後の活用地（売買対象部分）の対価（円）
＝入札時の活用地（売買対象部分）の対価（円） $\times (1 - (99 - \alpha) / 100)$